

平成24年第3回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成24年5月7日(月曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出)

日程第 4 議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について
(町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出)

日程第 4 議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について
(町長提出)

追加日程第 1 議長の辞職について

追加日程第 2 議長の選挙

追加日程第 3 副議長の選挙

追加日程第 4 議席の一部変更

追加日程第 5 常任委員の選任

追加日程第 6 議会運営委員の選任

追加日程第 7 議会広報特別委員の辞任について

追加日程第 8 議会広報特別委員の選任

追加日程第 9 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出

追加日程第 10 発議第1号 庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の設置について

追加日程第 11 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

- 追加日程第 1 2 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
 追加日程第 1 3 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
 追加日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
 追加日程第 1 5 議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について
 追加日程第 1 6 庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（ 1 5 名）

1 番	佐藤信親君	2 番	益子輝夫君
3 番	塚田秀知君	4 番	鈴木雅仁君
5 番	益子明美君	6 番	大金市美君
7 番	岩村文郎君	8 番	小林盛君
9 番	福島泰夫君	1 0 番	川上要一君
1 1 番	阿久津武之君	1 2 番	橋本操君
1 3 番	石田彬良君	1 4 番	小川洋一君
1 5 番	鈴木和江君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼 会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	手塚孝則君
健康福祉課長	郡司正幸君	建設課長	山本勇君
農林振興課長	星康美君	商工観光課長	塚原富太君
総合窓口課長	秋元誠一君	上下水道課長	秋元彦丈君
環境総合推進 室長	佐藤美彦君	学校教育課長	川和なみ子君
生涯学習課長	小川一好君	農業委員会 事務局長	小祝邦之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 増子定徳 書 記 板橋了寿
書 記 岩村照恵 書 記 藤田善久

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

議長（川上要一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ご覧願います。

会議録署名議員の指名

議長（川上要一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、塚田秀知君及び4番、鈴木雅仁君を指名いたします。

会期の決定

議長（川上要一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） おはようございます。

本日はお忙しい中、平成24年第3回議会臨時会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

このたび地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、那珂川町税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので同条第3項の規定によりこれを議会に報告申し上げ、承認を求めるものであります。

今回の主な改正点は、町民税の申告の簡素化と地域決定型地方税制特例措置による課税標準の軽減割合の規定の整備であります。また、東日本大震災にかかる被災住民住居用財産の敷地の譲渡期限延長等の規定の改正であります。なお、詳細については担当課長から説明申し上げますのでご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（小室金代志君） 補足説明いたします。お手元には専決処分書のほか、参考資料として新旧対照条文と町税条例の主な改正内容があると思います。

今回の改正については、町税条例の主な改正内容をご覧いただきご説明申し上げます。

まず1点目ではありますが、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、各控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要となりました。

次に2点目ではありますが、固定資産税の特例措置2件が地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例となったことから、特例割合を規定したものです。まず公害防止用の下水道除害施設にかかわる課税標準の特例措置で条例で定める割合を4分の3としました。

次に、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設にかかわる特例措置で条例で定める割合を3分の2としました。いずれの施設につきましても町内には設置されておりませんので、国の標準割合に準じて定めたものであります。

続いて3点目ではありますが、東日本大震災で被災した居住用家屋の敷地にかかわる譲渡期限が3年から7年に延長されました。

4点目ではありますが、東日本大震災で滅失等した住宅にかかわる住宅借入金の特別税額控除と再取得または増築した住宅にかかわる住宅借入金等の特別税額控除を重複して適用できることとなりました。

最後になりますが、その他は現行制度の継続等による条項の整理となります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第4、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、1番、佐藤信親君の退席を求めます。

〔1番 佐藤信親君退場〕

議長（川上要一君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 監査委員の選任同意について提案理由の説明を申し上げます。

先般、議員選任の岩村文郎監査委員の辞職願を承認し、4月27日付をもって辞職いたしましたことに伴い、後任の監査委員を選任するものです。今回提案します議員選任の監査委員は、佐藤信親議員であります。佐藤議員はご承知のとおり旧小川町に入庁し、合併後の那珂川町の職員として行政執行にあたられ、平成21年3月に退職後、那珂川町議会議員として職員時代と同様に那珂川町の行政推進に尽力されております。議員選任の監査委員として見識もすぐれ、適任者として提案するものであります。

つきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上同意いただくようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

1番、佐藤信親君の入場を許します。

〔1番 佐藤信親君入場〕

議長（川上要一君） 佐藤信親君に申し上げます。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長退任あいさつ

議長（川上要一君） ここで、私儀、川上の辞職願が副議長に出されることとなりますが、執行部に退席されますので、退席される前に議員各位と執行部に対して御礼と感謝を申し上げます。平成22年5月に臨時議会で議員の皆さんのご推選によりまして、議長に就任いたしまして以来、2年間私なりに町の発展、活性化そして町民の皆さんが安心して毎日暮らせ、加えて福祉の向上に議会として幾分でも役に立てないか、起用できないものかと考えてまいりました。もちろん、円滑の町議会の運営に議員各位のいろいろな意見や提案を丁寧に聞いてきた次第でございます。私なりに議長として誠心誠意専念してまいりました。この間、議員の皆さん、そして大金町長を初め町執行部の皆さん、並びに各課長、職員の皆さん、そして多くの町民の皆さんにご支援ご協力いただき、ここに大過なくその職責を果たしましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、議会事務局の皆様には大変お世話になりまして、ありがとうございました。私は常に町における議会の立場はどうあるべきか、またいかに議会を町民の負託にこたえるべきかなどを常に考えてまいりました。そのために情熱を注いできたつもりではありますが、今こうして静かに振り返ってみますと、皆様のご期待に十分沿えなかったと深い自責の念を抱いているところでもございます。今皆さんが推し進めている議会改革もどうぞ焦らず無理をせず背伸びをすることなく、皆さんで十分話を煮詰めながら那珂川町独自の活性化した議会にしたい、思いはそれのみでございます。

顧みますと、昨年からの1年間は未曾有の東日本大震災、そして福島第一原発の事故下で、大変な年月でありました。もちろん我が町でも大変な今まで経験したことのない大被害に見舞われまして、水道の復旧などに不眠不休で尽くされた町職員の姿を忘れることができませ

ん。そして大震災被害状況の把握、そしてその対策に議会としていち早く対策の委員会を立ち上げることができまして、町内の被害状況の現況の把握、また議員全員で被災者の皆さんへの食事の炊き出しや、お風呂への送迎などボランティアに参加できたこと、さらには私たち議会が中心となりまして、那珂川町東日本大震災激甚被災地支援会を立ち上げることができ、多くの町民の皆さんの被災者への支援の思いを受け止めまして、何十トンという支援物資を三重苦で苦しんでいた南相馬市の市民の皆さんに届けることができました。南相馬市の市長よりも心からの感謝の挨拶をいただきました。

その後も何回となく議員、職員そして多くの町民の皆さんが、それらの被災者への食事の炊き出しやいろいろな片付けなど、ボランティアでの参加、ついこの3月まで続けてまいりました。町民の支援の思いを激甚の被災地へ届けられた、と今思うと私なりに胸が熱くなってまいります。議会活動で、そしてまちづくりでいろいろな思いが浮かび上がってまいります。平成22年12月の定例会での地域振興策の議会決議、また皆さんと共に発議をいたし、町執行部と共に研究を重ねて発信したデマンドタクシーなかちゃん号、町民の皆さんに、お年寄りを中心に交通弱者の皆さんに大変な好評をいただきながら、短い間でございますが2万人の町民の皆さんからご利用をいただいて、大変好評でございます。よかったなとよい行政サービスを立ち上げることができたな、という思いもひとしおでございます。

さて、地方自治体における行財政の厳しさは今後も続くと思います。いかなる状況にあっても執行機関、議会という二代表制の中で、両者は緊張した車輪で結ばれた車の両輪となって住民福祉、町の発展に努力して行くことが重要でございます。私も、議長を退任いたしましても町の発展を願う情熱は決して変わるものではございません。執行部の皆様、議員の皆様には今後とも変わらぬご指導をお願いを申し上げまして、議長退任の挨拶といたします。長い間大変お世話になりました。（拍手）

執行部の皆様には大変恐縮でございますが、ここで退席をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

議長（川上要一君） 再開いたします。

一身上の都合によりまして、議事の進行を副議長の鈴木和江さんをお願いをいたします。
休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

〔副議長 議長席につく〕

副議長（鈴木和江君） それでは再開いたします。

日程の追加

副議長（鈴木和江君） 議長、川上要一君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

議長の辞職について

副議長（鈴木和江君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、川上要一君の退場を求めます。

〔10番 川上要一君退場〕

副議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

川上要一君の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、川上要一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

川上要一君の入場を許します。

〔10番 川上要一君入場〕

副議長（鈴木和江君） 川上要一君に申し上げます。議長の辞職は、許可されました。

日程の追加

副議長（鈴木和江君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、議長の選挙を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、議長の選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2を配付いたします。

議長の選挙

副議長（鈴木和江君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

〔「議長」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） はい、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 動議を提出します。

議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によることを望みます。

〔「賛成」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） ただいま、佐藤信親君から議長の選挙の方法について、指名推選による動議が提出されました。

この動議は、1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

〔「議長」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） はい、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 動議を提出します。

指名の方法については、塚田秀知君が指名者となることを望みます。

〔「賛成」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） ただいま、佐藤信親君から指名の方法については塚田秀知君が指名者になることの動議が提出されました。

この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

塚田秀知君を指名者とすることの動議を直ちに議題として、採決いたします。

お諮りします。

この動議のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、塚田秀知君が指名者となることに決定いたしました。

塚田秀知君、指名をお願いいたします。

3番（塚田秀知君） はい。議長に鈴木和江さんを指名します。

副議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

ただいま、塚田秀知君が指名しました私鈴木和江を議長の当選人と定めることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました私鈴木和江が議長に当選となります。

議長あいさつ

議長（鈴木和江君） ただいま議長に当選となりましたので、本席からごあいさつを申し上げます。

一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま多くの議員の皆様から指名推選ということで議長に任命されました。大変重責とありますが、私なりに頑張る覚悟でございます。今、那珂川町として一番やらなくてはならないことはなんだろうかと考えた時、やはり年々人口が減少しております。この人口減少をいかに食い止めるかが大きな課題ではないかと考えております。高齢者による人口減少には歯止めをかけることができませんが、若年層の那珂川町外流出には多少なりとも歯止めをかけることができるのではないかと考えております。それには、やはり雇用の場を確保してあげることではないかと思っております。すなわち、企業誘致、地場産業の推進に力を入れ、それに伴い定住対策、子育て支援対策等に他市町にはない魅力ある那珂川町をつくっていかねば、なかなか難しいものがあると思っております。皆様といろいろな知恵を出し合って協力しながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

日程の追加

議長（鈴木和江君） ただいま、副議長が議長となったことにより、副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、副議長の選挙を行いたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として副議長の選挙を行うことに決

定いたしました。

追加日程第3を配付いたします。

副議長の選挙

議長（鈴木和江君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に鈴木雅仁君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました鈴木雅仁君を副議長の当選人と認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鈴木雅仁君が副議長に当選されました。

副議長あいさつ

議長（鈴木和江君） ただいま、副議長に当選されました鈴木雅仁君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

鈴木雅仁君の発言を許します。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） ただいま、副議長にご指名をいただきました鈴木雅仁です。副議長という重責に武者震いを覚えるところであります。さきほどの前議長川上要一議員のごあいさつにありましたとおり、議会の立場、議会の進め方、本当に大変なものがあるかと思えます。議会の運営にあたっては、是々非々の立場で、執行部と議会という車の両輪でありながら、緊張を保ちつつ進めるといふこと、本当に大変なことだと、こういうふうに思っております。議長を支え議会をますます発展させるために、そして町民の皆様の生命、財産を守る、議会の改革を進める、この点において不退転の覚悟で議長を支え、副議長としての務めを全うさせていただきたいと思っておりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

議長及び副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第4として議席の一部変更を行いたいと思えます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第4として議席の一部変更を行うことに決定いたしました。

議席の一部変更

議長（鈴木和江君） 追加日程第4、議席の一部変更を行います。

休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時39分

議長（鈴木和江君） それでは、再開させていただきます。

会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更を行います。

変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりでございます。

議席の移動のため、休憩いたします。

休憩中に、それぞれ名札をお持ちの上、議席の移動をお願いしたいと思います。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

議長（鈴木和江君） 再開いたします。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として常任委員の選任を行いたいと思
います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として委員の選任を行うことに決
定いたしました。

常任委員の選任

議長（鈴木和江君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時57分

議長（鈴木和江君） それでは、再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま、総務企画、教育民生、産業建設、各常任委員会を招集いたします。

各常任委員会は、正副委員長を互選の上、報告願います。

各常任委員の会場は、事務局より連絡いたします。

事務局長（増子定徳君） それでは、各常任委員会の会場を申し上げます。

総務企画常任委員会は議員控室、教育民生常任委員会は2階の第1委員会室、2つ並んで手前になります。産業建設常任委員会は2階の第2委員会室です。

以上であります。

議長（鈴木和江君） 休憩いたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 22 分

議長（鈴木和江君） それでは、再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたので、結果を申し上げます。

総務企画常任委員会委員長	小林	盛	君
副委員長	益子	輝夫	君
教育民生常任委員会委員長	橋本	操	君
副委員長	大金	市美	君
産業建設常任委員会委員長	福島	泰夫	君
副委員長	塚田	秀知	君

以上のとおりでございます。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第 6 として議会運営委員の選任を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第 6 として委員の選任を行うことに決定いたしました。

議会運営委員の選任

議長（鈴木和江君） 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時29分

議長（鈴木和江君） それでは、再開いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておられないので、委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま、議会運営委員会を議員控室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時40分

議長（鈴木和江君） それでは、再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長 益子 明美 さん

副委員長 小川 洋一 君

以上のとおりであります。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

議会広報特別委員会の全委員から、委員の辞任願が提出されております。議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

議案を配付いたします。

議会広報特別委員の辞任について

議長（鈴木和江君） 追加日程第7、議会広報特別委員の辞任についてを議題にいたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会の全委員の辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、全委員の辞任を許可するに決定しました。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

ただいま、議会広報特別委員が全員辞任となりましたので、議会広報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第 8 として議会広報特別委員の選任を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第 8 として委員の選任を行うことに決定いたしました。

議会広報特別委員の選任

議長（鈴木和江君） 追加日程第 8、議会広報特別委員の選任を行います。

議会広報特別委員については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 48 分

議長（鈴木和江君） それでは、再開いたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって議会広報特別委員は、お手元に配りました名簿のとおり決定いたしました。

ただいま議会広報特別委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておられませんので、委員会条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、本日ただいま、議会広報特別委員会を議

員控室に招集いたします。

正副委員長互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 57 分

議長（鈴木和江君） それでは、再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたので、結果を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長 塚田 秀知 君

副委員長 佐藤 信親 君

以上のとおりであります。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

南那須地区広域行政事務組合議会の議員については、同組合同規約第 6 条第 1 項の規定により、当議会から 6 名を選出しておりますが、先例により委員会の構成時にあわせて議員の選出を行っております。南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第 9 として南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第 9 として議員の選任を行うことに決定いたしました。

追加日程第 9 を配付いたします。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出

議長（鈴木和江君） 追加日程第9、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行います。本件は6名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人を指名いたします。

1番、佐藤信親君 2番、益子輝夫君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（鈴木和江君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（鈴木和江君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順に投票願います。

〔事務局長点呼・投票〕

議長（鈴木和江君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。佐藤信親君、それから益子輝夫君、立会人をお願いいたします。

〔書記開票〕

議長（鈴木和江君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

阿久津武之君 3 票

橋本 操 君 3 票

石田彬良 君 3 票

益子輝夫 君 2 票

鈴木雅仁 君 2 票

小林 盛 君 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、1票です。

したがって、阿久津武之君、橋本操君、石田彬良君、益子輝夫君、鈴木雅仁君、小林盛君が、南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（鈴木和江君） ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました阿久津武之君、橋本操君、石田彬良君、益子輝夫君、鈴木雅仁君、小林盛君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。受諾されたものと認めます。

休憩いたします。

休憩 午後 零時 12分

再開 午後 零時 14分

議長（鈴木和江君） それでは再開いたします。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りします。

庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第10として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） それでは追加日程第10、発議第1号 庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

益子明美さん。

5番（益子明美君） ただいま提案になりました発議第1号 庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の設置について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

庁舎及び消防庁舎の建設場所については、那珂川町庁舎建設等検討委員会において検討がなされ、その答申結果に基づき町から議会に対して報告されたところであります。

しかしながら、庁舎及び消防庁舎の建設場所決定に対しては、町民への周知が十分にはかかれていないなどの理由から、議会としては平成24年度当初予算から関係する予算の減額修正案を可決したところであります。その経過を踏まえ、議会において議員全員による特別委員会を設置し、議会に示された庁舎及び消防庁舎の建設場所についてさらに調査、研究を重ね、町民の負託にこたえられるよう町に対して提言をしていくべきものと考えております。

つきましては、提案の趣旨をご理解いただきまして、庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の設置について議員各位のご賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます。

以上で提案の趣旨説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の設置については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の選任

議長（鈴木和江君） ただいま庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決まっておられませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま、庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会を議場に招集します。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午後 零時19分

再開 午後 零時29分

議長（鈴木和江君） それでは、再開いたします。

休憩中に、庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会が開かれて、正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会委員長 大金 市美 君

副委員長 小川 洋一 君

以上のとおりであります。

休憩いたします。

休憩 午後 零時 30分

再開 午後 零時 31分

議長（鈴木和江君） それでは再開いたします。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りします。

総務企画常任委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第11として議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査

議長（鈴木和江君） 追加日程第11、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務企画常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

教育民生常任委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査

議長（鈴木和江君） 追加日程第12、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りします。

産業建設常任委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されています。産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

産業建設常任委員会の閉会中の継続調査

議長（鈴木和江君） 追加日程第13、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りします。

議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されています。議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第14として議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査

議長（鈴木和江君） 追加日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りします。

議会広報特別委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されています。議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第15として議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査

議長（鈴木和江君） 追加日程第15、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りします。

庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されています。庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第16として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の閉会中の継続調査

議長（鈴木和江君） 追加日程第16、庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（鈴木和江君） これにて、本臨時会に付された事件はすべて終了しました。会議を閉じます。

平成24年第3回那珂川町議会臨時会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 零時40分